

石川県公報

令和4年1月4日
第13470号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

公 告
○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告
(農業基盤課) 1

○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告
(同) 1

公 告

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和4年1月5日から同年2月3日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年1月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
東三階地区	県営ほ場整備事業 (面的集積型)	県営土地改良事業 計画書の写し	七尾市産業部 農林水産課
漆沢池地区	老朽ため池整備事業	〃	〃
佛面下池地区	〃	〃	中能登町農林課
宇土野溜池区	〃	〃	羽咋市 産業建設部 農林水産課
埴田地区	農業用施設石綿対策 特別事業	〃	小松市 産業未来部 農林水産課

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和4年1月5日から同年2月3日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消し

の訴えを提起することができる。

令和4年1月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦覧場所
藤 瀬 地 区	県 営 ほ 場 整 備 事 業 (機 構 関 連 型)	県 営 土 地 改 良 事 業 変 更 計 画 書 の 写 し	七 尾 市 産 業 部 農 林 水 産 課
三 引 地 区	県 営 ほ 場 整 備 事 業 (面 的 集 積 型)	〃	〃